

枚方市上下水道局「令和7年度（2025年度）修繕工事跡等舗装本復旧工事」

（単価契約）発注要領

本件は、見積合せとし、**枚方北郵便局局留郵便のみの参加申請及び見積書の提出とするので**、下記の要領で申請すること。

1. 見積合せに付する事項及び見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等

件 名	令和7年度（2025年度）修繕工事跡等舗装本復旧工事
発 注 者	枚方市上下水道事業管理者 伊藤 竹彦
発注条件	(1) 市内業者（枚方市内に本社を有する者）に限る。 (2) 枚方市上下水道局において、「舗装工事」で令和6年（2024年）競争入札参加資格を有している者であり、当該業種に係る総合点数が650点以上であること。 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。 (4) 主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係がある者）（請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）の他の工事との兼任可）を本契約に基づく各工事に配置できること。 (5) 工事現場に常駐する現場代理人（直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であって、営業所における専任の技術者でないもの）（主任技術者と兼任可）を本契約に基づく各工事に配置できること。ただし、次の①又は②に該当し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めたときは、他の工事との兼任を認める。また、専任期間及び途中交代の条件は、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルの監理技術者等についての基準による。 ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間において、発注者との連絡体制を確保した場合 ② 次のア～エの全てを満たす場合 ア 兼任するいずれかの工事現場に常駐すること。 イ 携帯電話、連絡員の現場常駐等により、発注者と常に連絡が取れること。 ウ 発注者が求めたときに、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことができること。 エ 兼任する工事が本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院及び枚方寝屋川消防組合を含む。）発注工事であること。
見積合わせ参加排除条件	(1) 見積書の提出日又は提出締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当しないこと。 (2) 見積書の提出日又は提出締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。 (3) 見積書の提出日又は提出締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成24年条例第45号）第8条の規定による措置を受けていないこと。 (4) その他、入札参加停止の措置事由に該当し、見積合せに参加させることが適当でないと認められる者でないこと。

同一見積合せへの参加制限	資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係（次に掲げる関係をいう。以下同じ。）にある者同士は、同一の見積合せに参加することができない。 なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国地契第 91 号）に定めるものとする。 ア 資本関係 1. 子会社等と親会社等の関係にある場合 2. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 1. 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 2. 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 3. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ 事実上一体とみなす関係 1. 一方の会社等の役員*と他方の会社等の役員*が、同居している場合 2. 一方の会社等*と他方の会社等*の本店（建設工事については、建設業の許可に係る主たる営業所）又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合 3. 一方の会社等*と他方の会社等*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合 （*には個人事業主を含む。）		
契約方法	単価契約	支払い条件	発注毎に出来高払い
工事場所	枚方市内一円	見積合せ参加申請書・見積書郵送締切日	令和 7 年（2025 年）3 月 4 日（火） <u>（必着）</u>
工事概要	修繕工事跡等舗装本復旧工事 一式 （詳細については、特記仕様書のとおり）	見積合せ執行日時	令和 7 年（2025 年）3 月 5 日（水） 午後 1 時
質疑締切期限	令和 7 年（2025 年）2 月 25 日（火） 正午まで （Eメールのみとする。）	質疑回答日時	令和 7 年（2025 年）2 月 27 日（木） 午後 1 時から本市上下水道局ホームページに掲載する。
専用封筒配付場所	枚方市上下水道局管理棟 3 階 上下水道総務課	契約期間	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで
見積書	(1) 枚方市上下水道局ホームページからダウンロードすること。 (2) 別紙のエクセル形式の見積書（様式 3）を必ず使用し、各項目にそれぞれの単価を記載すること。（各項目の合計金額及び総合計金額は自動計算）。なお、他の見積書様式、手書き等の場合は無効とする。 (3) 見積書の金額（単価・合計金額・総合計金額）は、<u>消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。</u> (4) 見積書の内、様式 2（表紙）については、見積書提出年月日、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入のうえ、届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。		

予定総額 及び最低 基準価格	予定総額：事後公表 最低基準価格：事後公表 ※<u>上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。</u> ※予定総額は、各工種の予定単価に予定数量を乗じて得た額の総合計金額。 ※最低基準価格は、下記の算定方法により算定した額。
最低基準 価格の算 定方法	下記の計算式により算出した総合計金額(①+②+③+④)とする。当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。 (1)各工種の単価の直接工事費の合計額に100分の97を乗じて得た額 (2)各工種の単価の共通仮設費の合計額に100分の90を乗じて得た額 (3)各工種の単価の現場管理費の合計額に100分の90を乗じて得た額 (4)各工種の単価の一般管理費の合計額に100分の68を乗じて得た額 ただし、その額が予定総額に100分の92を乗じて得た額を超える場合は当該100分の92を乗じて得た額とし、100分の80を乗じて得た額に満たない場合は100分の80を乗じて得た額とする。当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
予定数量	別紙見積書参照。(注)各工種の予定数量は、増減が発生することがある。
決定方法	各項目の単価(税抜)に予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額が予定総額と最低基準価格の範囲内で最も低い者を落札候補者とする。 ただし、総合計金額の最低価格が予定総額を上回った場合、総合計金額の最も低い者と協議のうち、予定総額の制限内となった場合に落札候補者とする。また、総合計金額が最低基準価格を下回ったものは失格とする。 (開札後、当該落札候補者が落札者としての要件を満たしていない又は満たしていることを確認できない場合は、落札者とししない。この場合、次順位以降の落札候補者について順次審査を行うものとする。)
契約単価	契約単価は各項目の予定単価(税抜)に落札率を乗じて得た額。 落札率は下記に定める計算式により算出する。 落札率(％、小数第2位以下切捨て)＝落札総合計金額(税抜)÷予定総額(税抜)×100

2. 見積合せ及び見積合せ参加資格の審査

- (1) 見積合せ参加者は、郵便により見積りを行うこと。指定された郵送方法によらない見積りは受け付けない。
- (2) 「令和7年度(2025年度)修繕工事跡等舗装本復旧工事」見積合せ参加申請書、仕様書、見積書等専用様式については、枚方市上下水道局のホームページからダウンロードしたものを使用すること。
- (3) 本見積合せの参加希望者は、令和7年(2025年)3月4日(火)までに、次に掲げる資料を枚方市上下水道局指定封筒である、「入札参加申請書類在中」封筒(上下水道局管理棟3階 上下水道総務課にて配布)に入れて封印し、届け出た使用印鑑で押印(裏面割印)後、枚方北郵便局局留郵便で郵送し、枚方市上下水道事業管理者の見積合せ参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵送期限までに上記申請書及び見積書並びに資料を提出しない者又は見積合せ参加資格がないと認められた者は、本見積合せに参加することができない。
 - ① 令和7年度(2025年度)修繕工事跡等舗装本復旧工事見積合せ参加申請書(様式1)
 - ② 見積書(様式2を表紙とし、様式3を綴じて袋とじの上、割印をすること。)
 - ③ 最新の経営規模等評価結果の総合評定値通知書の写し
- (4) 見積合せ参加申請書及び見積書並びに資料は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送期限までに枚方北郵便局に必着するように郵送すること。なお、差出控えは保管しておくこと。
(枚方北郵便局局留郵便以外によるものは受け付けない。)
- (5) 枚方市上下水道局における令和6年度(2024年度)の競争入札参加資格を建設工事の「舗装工事」で登録し、当該業種に係る「総合点数」が、「1. 発注条件(2)」の点数以上であること。

「総合点数」とは、総合評定値（P 点）に発注者別評価点（ISO 認証取得、労働安全衛生マネジメントシステム認証取得及び障害者雇用の状況を別に定める方法により点数化したものをいう。）を加えたものをいう。総合評定値及び発注者別評価点は、入札日において最新の有効なものを適用する。

(6) その他

- ① 資料作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された資料は、返却しない。
- ③ 見積合せ参加資格の審査は、申請書・見積書等郵送締切後に行うものとする。ただし、見積合せ参加資格の審査により見積りを認められた者であっても、落札者決定に必要な審査の結果、見積合せ参加資格を有しないことが明らかになった者は落札者とししない。
- ④ 見積合せは、複数の職員が行うものとする。

3. 仕様書等に関する質問

- (1) 質問締切日 令和7年（2025年）2月25日（火）正午まで
- (2) 提出先 枚方市上下水道局 上下水道部 上下水道総務課
- (3) 提出方法 Eメールにて受け付けする。（Eメール以外では受け付けない）本市上下水道局ホームページより質疑・回答書（ワード文書ファイル）をダウンロードし、質問内容を記載の上、メールに添付して送信すること。
(E-mail) suisou@city.hirakata.osaka.jp
- (4) 回答方法 令和7年（2025年）2月27日（木）午後1時に、本市上下水道局ホームページに掲載する。

4. 契約の締結

契約書は、枚方市上下水道局指定のものを使用する。

5. 契約を締結しない場合

申請書・見積書等郵送締切日から契約締結までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 無効な見積りであったことが明らかになった場合。
- (2) 申請書・見積書等郵送締切日の後に令和6年度の競争入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合。
- (3) 申請書・見積書等郵送締切日の後に「1. その他の条件(1)から(3)」に該当することとなった場合。

6. 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) この公告に示した見積合せ参加者に関する諸条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした見積り。
- (2) 枚方市契約規則に規定する入札無効要件中入札を見積りと読み替えた場合これに該当する見積り。
- (3) 入札参加申請書類在中封筒が、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で本市上下水道局へ届けられた場合。
- (4) 入札参加申請書類在中封筒（入札参加申請書類在中封筒を任意の封筒に貼り付けた場合を含む）以外の封筒で郵送された場合。
- (5) 入札参加申請書類在中封筒が、郵送期限までに枚方北郵便局に必着していなかった場合。
- (6) 見積書及び入札参加申請書類在中封筒に届出のある使用印鑑が押印されていない場合。
- (7) 一通の封筒に、複数の見積書が入っていた場合。
- (8) 入札参加申請書類在中封筒に必要書類が同封されていない場合。
- (9) 入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注件名が特定できなかった場合。

- (10) その他申請者又は発注件名を特定できなかった場合。
- (11) その他見積合せに関する条件に違反した者の見積り。

7. 見積合せの中止等

次のいずれかに該当するときは、見積合せを中止し、又は見積合せ期日を延期することがある。

- (1) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。
- (3) 見積者又は見積合せ参加資格の審査により当該見積合せの参加を認められたものが2人に満たないとき。ただし、公告を再度行って実施する見積合せについては、この限りではない。

8. 見積合せ参加者名の公表

見積合せ参加資格の確認については、見積合せ参加申請書等の受付け終了後、郵便物を確認して参加資格の確認を行う。その結果は、本市上下水道局ホームページ上において公表を行う。

※ 落札者決定前に、見積合せ参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加停止措置になるのみでなく、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の罪[公契約関係競売等妨害]に当たることがありうる。

当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

9. 談合その他不正行為の対応について

本見積合せについて、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

10. 一次下請業者の社会保険未加入の対応

契約締結後、一次下請業者である建設業者の社会保険への加入が確認できない場合は、元請業者に対し指名停止措置及び工事成績評定の減点を実施するので了知されたい。

11. その他

不正な見積りが行われるおそれがあると認めるときは、無効の見積書についても開札するものとする。

12. 問い合わせ先

大阪府枚方市中宮北町20番3号

枚方市上下水道局 上下水道部 上下水道総務課（枚方市上下水道局管理棟3階）

電話：(072) 848-4196（直通） FAX：(072) 848-8255